

規制影響分析書要旨

規制の名称	新たな類型の感染症に対する規制の創設	
主管部局・課室	健康局結核感染症課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成20年4月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>① 新型インフルエンザに変異する可能性及び罹患した場合の重篤性等を考慮し、鳥インフルエンザ(H5N1)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の二類感染症として規定し、当該感染症の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行う。</p> <p>② 新型インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止のため、新型インフルエンザを、その感染力の高さに着目して、感染症法上の新たな感染症類型として規定し、当該感染症の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うほか、感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行う。</p>	
	(根拠条文)	感染症法第6条、第18条、第19条、第20条
想定される代替案	インフルエンザ(H5N1)を感染症法上の二類感染症として規定し、就業制限、入院勧告等の措置を行う。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなる。また、新型インフルエンザに感染したおそれのある者については、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等により、自主的にはあるものの、さらに行動が制限されることもある。</p> <p>これらにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定される。</p>	<p>インフルエンザ(H5N1)の患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなる。</p> <p>これにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定される。</p>
(行政費用)	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザについて、これらの発生の状況等の調査や入院勧告等の業務に係る費用が発生するとともに、新型インフルエンザについては、さらに健康状態の報告要請等の業務に係る費用が発生する。</p> <p>なお、本規制を設けない場合は、これら感染症がまん延した場合の被害を最小限に抑えることができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなることが想定される。</p>	<p>インフルエンザ(H5N1)について、その発生の状況等の調査や入院勧告等の業務に係る費用が発生する。</p> <p>なお、本規制を設けない場合は、当該感染症がまん延した場合の被害を抑えることができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなることが想定される。</p>

(その他の社会的費用)	<p>本規制を設けない場合は、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザがまん延したときに膨大な数の患者が医療機関を受診することが想定され、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。</p> <p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる医療資源の消費や経済的損失を最小限にすることができる。</p>	<p>本規制を設けない場合は、インフルエンザ(H5N1)がまん延したときに膨大な数の患者が医療機関を受診することが想定され、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。</p> <p>インフルエンザ(H5N1)患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる医療資源の消費や経済的損失を減少させることができる。</p> <p>ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、膨大な数の患者により多くの医療資源が消費され、必要とされる医療が停滞し、社会全体の経済的損失も大きくなることが予想される。</p>
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民への便益)	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を最小限にすることができる。</p>	<p>インフルエンザ(H5N1)の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を小さくすることができる。</p> <p>ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、より多くの感染者や死亡者が生じることが予想される。</p>
(医療従事者等への便益)	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症のまん延を防ぎ、患者の発生を最小限にすることができ、医療従業者の負担が軽減される。</p>	<p>インフルエンザ(H5N1)の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症のまん延を防ぎ、患者の発生を減らすことができ、医療従業者の負担が軽減される。</p> <p>ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、より多くの患者が発生するため、医療従事者の負担は軽減されない。</p>
(社会への便益)	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うとともに、新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請等を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができる。</p>	<p>インフルエンザ(H5N1)の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を減少させることができる。</p> <p>ただし、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、経済活動の停滞による経済的損失等が生じることが予想される。</p>

分析結果	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザの患者を中心に、一定程度の行動が制限されるというコストが発生するとともに、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のために、少なからず行政資源や医療資源等が消費される。</p> <p>しかしながら、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザがまん延した場合に生じる感染者や死亡者、経済的損失等の被害を考慮すると、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとすることができる。</p> <p>なお、代替案によっても一定の効果は得られるが、新設する規制と比較すると、感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告要請、外出自粛の要請を行うなどの新型インフルエンザの感染力の強さを考慮した対策は、講じられていない。さらに、H5N1型以外のインフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、感染症法に基づく対策を講じることができず、感染者や死亡者の増加や医療資源の消費など甚大な被害が生じることが予想される。</p> <p>以上により、新設する規制の方が、適切な手段であると考えます。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>平成19年12月7日に厚生科学審議会感染症分科会において、新型インフルエンザ対策を実施する上で、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者について入院等の措置の対象とすること、新型インフルエンザについて発生直後から入院等の措置が行えるようにすること等を主旨とする提言、「新型インフルエンザ対策の充実について」が取りまとめられた。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、今般の改正に関する事項が感染症対策上必要かどうかについて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることを規定する。</p>
備考	—